## 公示送達

**蓮田都市計画事業黒浜土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による蓮田都市計画事業黒浜土地区画整理事業の下記1の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を下記2のとおり公告する。

平成28年10月28日

蓮田都市計画事業
黒浜土地区画整理事業
施行者　蓮田市
代表者　蓮田市長　中野　和信

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
(1)　埼玉県蓮田市大字黒浜1310番地26
稲川　則之
(2)　埼玉県蓮田市大字黒浜1410番地
北川　清和
(3)　埼玉県さいたま市北区奈良町26番地4
勝　武治
(4)　埼玉県浦和市東高砂町10番29号
浦和土地開発株式会社
(5)　住所不明
大字黒浜
2　通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定により、蓮田都市計画事業黒浜土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。
なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを埼玉県蓮田市大字黒浜1480番地1及び1723番地に掲示します。

(教示)
1　審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2　取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表するものは、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
北海道旭川市神居四条一三丁目一番一四号
豊永商会有限会社
清算人　一瀬　厚子

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
秋田県雄勝郡羽後町野中字水無一九番地一
有限会社仁
清算人　藤野　一茂

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
埼玉県志木市下宗岡一丁目一〇番四八号
株式会社クリエイティブワークス
代表清算人　沼田佐緒里

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
埼玉県三郷市鷹野一丁目三四〇番地
株式会社オカニワマネージメントサービス
代表清算人　岡庭　武利

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都新宿区新小川町九番八号
竹下商事株式会社
代表清算人　竹下　晴信

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都港区西麻布一丁目二番七号
株式会社ＫＣプレミアホテルホールディング
代表清算人　佐藤　繁

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により、平成二十八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都港区南麻布五丁目二番三二号
KPMG BRM株式会社
代表清算人　宮原　雄一

**解散公告**

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都品川区西五反田七丁目一三番五号Ｄ
Ｋ五反田三Ｆ
株式会社ＬＡマネージメント
代表清算人　阪谷　泰之

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都江戸川区本一色一丁目一六番一一―三〇二号
株式会社エコアイティエス
代表清算人　真有　マウ

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号
ＥＫＫビル
株式会社ケイエルエム・ティーエイチ弐号
代表清算人　藤井　潤

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月二十八日
東京都千代田区神田錦町一丁目四番地三
有限会社山崎青写真店
清算人　眞田　恵美